

新型コロナウイルス感染症 対策について

2022年11月



新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の第7波では、感染力の強いオミクロン株 BA.5 系統への置き換わりもあり、新規陽性者数及び入院患者数は過去最多を大きく更新したことから、8月5日から9月30日までの間、「BA.5 対策強化宣言」を発出し、感染拡大の抑制に取り組んできた。

その結果、改善の傾向が見られたため、10月からは県独自の『『嚴重警戒』における感染防止対策』を実施し、基本的感染防止対策の徹底やワクチン接種の促進などに全力に取り組んでいる。

ワクチン接種については、オミクロン株 BA.4/5 系統に対応したワクチンの接種や小児への3回目接種、乳幼児への初回接種が新たに始まった。1人でも多くの方に、1日でも早くワクチン接種を受けていただけるよう、引き続き、県内5か所で大規模集団接種会場を開設するとともに、高齢者・障害者施設等への巡回接種促進や小児・乳幼児への個別接種促進に向けた財政支援など、県独自の取組を積極的に実施しているところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ情勢や原油・原材料価格の高騰、更には極端な円安等による影響など、幅広い業種の事業者が厳しい経営環境に置かれている。

当面は、感染症と共生する社会経済活動が不可欠となることが見込まれる中、本県では、足下の経営支援を通じた事業の継続と雇用維持の支援や、新しい生活様式に対応した事業活動の促進等に全力を挙げて取り組むとともに、9月には中小企業の資金繰り支援を強化するため、いわゆるゼロゼロ融資等の借り換えに特化した融資制度として「新型コロナ借換」を創設したところである。

さらには、地域経済を活性化させるため、プレミアム商品券事業を実施する市町村に対する支援や、旅行や宿泊代金の割引等を行うキャンペーンの実施を始め、幅広い分野での消費喚起や販売促進に取り組んでいる。

国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、さらなる新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

1 感染拡大防止と社会経済活動の両立

- (1) 地方の意見を反映しつつ、医療・保健の現場の実情に沿った実効性のある感染症対策を強力に推進すること。
- (2) 危機時に情報を迅速に収集・共有・分析・公表することができる情報基盤の整備や、ワクチン接種の実施状況及び副反応疑い報告等に関するデータベースの整備など、積極的に医療DXの推進を図ること。
- (3) 飲食店に対する認証制度について、認証店が認証メリットを享受でき、認証基準に基づく感染防止対策が継続されるよう、認証店に対する支援措置など十分配慮すること。
- (4) 感染拡大防止とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等における、感染拡大防止対策の徹底について、法制度の議論も含め、実効性のある対応策を速やかに検討すること。

2 検査・医療体制等の充実・強化

- (1) 感染症法等の改正案においては、都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等との間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結することとされている。国は都道府県に対し、協定締結に関する詳細な情報提供や支援を行うこと。
- (2) 変異株のスクリーニング検査の検査率を高めるために、民間の医療機関を含めた、多くの施設が検査を行えるようにする必要があり、新たな変異株が発生した場合には、国は速やかに検査手法を確立し、実施体制を整えるとともに、行政機関間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有が迅速に行えるようにすること。

- (3) 医療機関や保健所を重症者等への対応に集中させるとともに、感染症対策と社会・経済活動との両立を図るため、定点把握などの感染動向の把握方法の変更や濃厚接触者に対する対応のあり方を早急に検討すること。
- (4) 治療薬の早期開発のため、研究機関や製薬企業に対し十分な支援を行うとともに、迅速な供給を図ること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関においては、医療従事者・病床の確保、感染防止対策、他の診療体制への影響など、経営面で広範な負担が生じていることから、診療報酬の更なる増額など、国において積極的な支援を講じること。
- (6) 患者の受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関以外についても、経営が逼迫している医療機関があることから、継続的に医療を提供する体制を維持できるよう、国において更なる経営支援を講じること。
- (7) 医療機関への経営支援にあたっては、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充など、実効性ある支援措置も講じること。
- (8) 変異株について、分析結果や具体的感染事例、効果的感染予防策等、詳細な情報を提供すること。
- (9) 社会福祉施設等は、支援を必要とする方のために継続して福祉サービスを提供する必要があることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う施設の利用控え等による経営悪化や、人員不足による社会福祉現場の崩壊を避けるため、福祉サービス提供体制の維持に向けた支援策とともに、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。

- (10) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方自治体がそれぞれの実情に応じた取組を実施できるよう、確実な財政措置を講じるとともに、医療・福祉や経済活動などの実態に見合った効果的な配分を行うこと。
- (11) 医療現場の体制整備や検査体制の強化など、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担については、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (12) 地域の医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が安定的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の用途を拡大すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) オミクロン株 BA. 4/5 系統に対応した新たなワクチンを使った接種が開始されたが、希望する方が確実に接種を受けられるよう、国は、必要となるワクチンを十分に確保し、供給するとともに、具体的な供給スケジュールを早い段階から速やかに示すこと。
- (2) オミクロン株 BA. 4/5 系統に対応したワクチンの接種、5 歳から 11 歳の小児への 3 回目接種及び生後 6 か月から 4 歳の乳幼児への接種が新たに始まったが、希望する方が安心して接種を受けることができるよう、国民に対し、ワクチン接種の安全性や必要性、副反応等について、わかりやすく情報発信すること。
- (3) 新型コロナワクチンの臨時接種については、2023 年 3 月 31 日に終了する予定であるが、その後の取扱いが未定である。

接種会場の確保や接種を行う医療従事者の調整、接種券の発送準備、来年度予算の計上など、市町村や都道府県が余裕のあるスケジュールで準備できるよう、国は、臨時接種の実施期間の延長、オミ

クロン株対応ワクチン接種以降のワクチン接種の実施、新たな変異株にも対応した新ワクチンの使用など、具体的な方針を速やかに示すこと。

(4) 新型コロナワクチン接種は、予防接種法の改正案における臨時接種類型の位置づけによっては、市町村や都道府県に新たな費用負担が生じる場合がある。接種体制確保に必要な費用については、引き続き、国が全額負担すること。

(5) 予防接種健康被害救済制度については、国において因果関係の判断等に相当の時間を要している。国及び地方自治体が接種勧奨をすすめる中、国民が安心してワクチン接種を受けられるよう、審査の迅速化に努めること。

(6) 内閣感染症危機管理統括庁の設置や日本版CDCの創設を機として、今後の新たなパンデミックに即応できるよう、国産ワクチンの開発・生産の促進に向けた取組を強力に進めること。

また、これまでの取組を検証し、臨時の予防接種の類型の整備とあわせ、ワクチンの確保や接種体制のあり方など、長期的なビジョンを具体的に示していくこと。

4 地域経済への影響を踏まえた対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰、それに伴う電力料金の高騰、更には極端な円安等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、状況に応じた幅広い経済対策や、事業者支援、為替の安定化対策を図ること。特に、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。

- (2) 「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう引き続き柔軟に対応すること。また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。
- (3) 国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を万全とするよう政策の実行を図ること。
- (4) 雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。
- (5) 航空機産業関連事業者は、世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みにより厳しい経営環境に直面しているが、この需要低迷はさらに数年間は続くことが予測されている。このため、官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続、影響の長期化を見据えた雇用調整助成金の特例措置の延長など支援策を講じること。
- (6) 自動車産業は、世界的な半導体不足を始めとした資材不足に伴う大幅な減産や原材料・原油価格の高騰など、大変厳しい状況にあることから、サプライチェーンの維持・強化を図るための支援措置を講じること。

(7) 農林水産物の消費低迷など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等を支援するため、過去に実施した「Go To イート事業」と同様の経済対策効果がある施策を実施すること。

(9) 10月11日から実施している「全国旅行支援」については、コロナ禍前の水準に回復するまでの間、継続実施するとともに、必要な財源を確保すること。加えて、事業の延長の情報などを早期に共有するとともに、制度変更などの際は、関係者が十分な準備を整えられるよう事前の周知を図り、事務の簡素化に努めること。

また、感染拡大防止のため、観光関連事業者が実施する感染症対策等に対して、引き続き支援措置を講じるとともに、観光客や観光事業者に対して感染症対策の徹底を国として積極的に求め続けること。

(10) 更なるインバウンドの回復に向けて、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施するとともに、都市部から地方への誘客を創出する取組を進めること。

また、感染拡大防止のため、基本的な感染防止対策の遵守方法や陽性判明時等の緊急時の対応について、入国時に多言語で分かりやすく情報発信及び啓発を行い、インバウンド客に対しても感染症対策の徹底を国として積極的に求め続けること。

- (11) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの中止・延期を余儀なくされた文化芸術・スポーツに関するイベント主催者に対して十分な支援を行うとともに、文化芸術・スポーツ活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援を充実すること。
- (12) 「雇用調整助成金」の特例措置について、全国一律に公平な特例措置を行うこと。今後、特例措置等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、地方の意見を十分聞いた上で行うこと。
- また、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、制度の利用促進に向けた周知や、事業主に対する制度への理解及び協力の働きかけの徹底、申請に関するサポート体制を整備すること。
- さらに、「小学校休業等対応助成金・支援金」についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図り、事業者に対し、小学校休業等対応助成金の活用を強力に働きかけること。
- 加えて、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。

5 交通インフラを担う事業者への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰、それに伴う電力料金の高騰により、経営に深刻な影響を受けている地域公共交通（鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等）を維持していくため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、更なる支援措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰及び円安によるコスト高等により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、全国旅行支援の長期間の実施など収益性の向上に資する支援を行うこと。
- (3) 航空ネットワークの回復に向け、入国制限等の見直しを踏まえた国際的な人の往来を促進する取組を着実に進めること。

6 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応できるよう、マスクやアルコール消毒液などの各種衛生用品を、教育現場用に備蓄できる体制を整えること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。
- (3) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。
- (4) 学校の臨時休業等が発生した場合等における児童生徒の学びの保障のためには、国の補助制度を積極的に活用し、学校のICT教育環境の充実を図ることが重要であるが、児童生徒一人一台端末及び校内ネットワーク機器の更新費用や国の補助制度の対象外となっている情報機器等の保守管理費用、オンライン学習支援サービスなどの学習用ソ

フトウェア・サービスの整備・更新費用、インターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

(5) 特別支援学校における児童生徒のスクールバス乗車時の感染リスクを低減し、安全・安心な通学環境を確保するため、過密乗車を避けたスクールバスの増便運行に係る継続的な財政措置を講じること。

(6) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。

(7) 経済的困難が生じた学生等に対する奨学金（給付型・貸与型）や給付金について、今後の経済・雇用環境を踏まえつつ、制度の継続や拡充、運用の改善等を図ること。

また、授業料等の減免など学生支援に取り組む高等教育機関への補助を継続すること。加えて、高等教育機関が実施する一時給付金などの学生への経済的な支援に対して適切な財政措置を講じること。

加えて、高等教育機関が、感染防止対策を徹底するとともに、メンタルヘルスケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、必要な予算の確保を図ること。

(8) 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合や感染防止の観点から支援の単位を新たに設けた場合等において、放課後児童クラブが追加的に負担した経費に対し、基準額の超過分を含め、必要な経費の満額を補助すること。

7 誰ひとり取り残さない社会の構築

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者はもとより、治療にあたる医療機関や患者が発生した社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別などに苦しむことがないように、風評被害・人権侵害の防止を徹底すること。
また、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない人に対する誹謗中傷や偏見、差別は絶対にあってはならないものであり、国として、更なる啓発を行うとともに専用相談窓口の設置を行うこと。
- (2) 増加する生活困窮者への支援にあたり、地方自治体に過度な財政負担が生じないように、生活困窮者就労準備支援事業等補助金の地方負担分に対する財政支援を拡充すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯の生活実態は依然厳しさを増しているため、継続して支援を講じること。

8 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の克服に向け、地方が躊躇なく全力で対策に取り組んでいくため、十分な国庫補助の確保と、全面的な地方財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の感染状況や実情に応じた対策をきめ細かく大胆に講じられるよう、新型コロナウイルス感染症を克服するまでの間継続するとともに、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の状況、感染状況や地域経済の動向によっては追加配分を行うこと。また、燃料価格高騰の影響を受ける公立学校や警察署、庁舎等の自治体直営施設の光熱費（高騰相当分）に対しても充当できるよう用途を拡充すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、年度をまたがる事業の財源として活用できるよう、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。特に、事業者への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する負担など、債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とする基金積立要件の弾力化を図ること。あわせて、現在2024年度末（利子補給等は2027年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

2022年11月

愛知県知事 大村 秀章